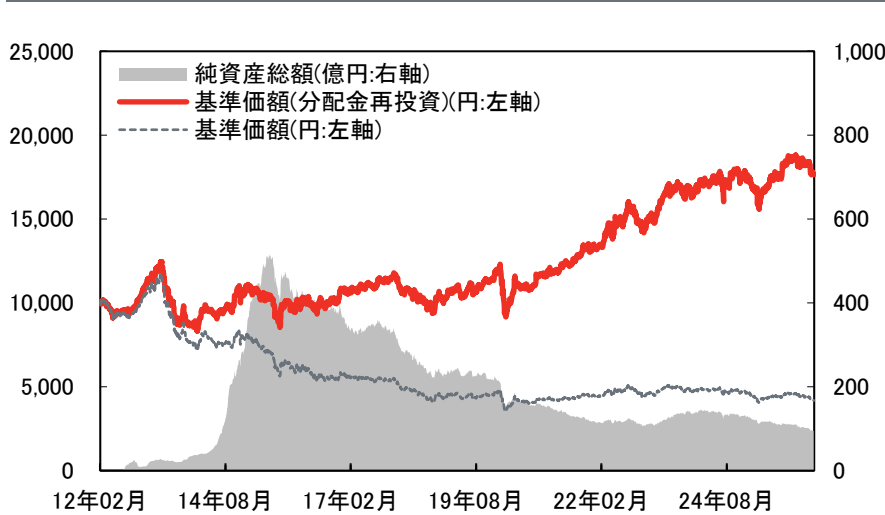


設定日: 2012年2月29日

決算日: 毎月18日(休業日の場合は翌営業日)

信託期間: 無期限

## 基準価額・純資産総額の推移/ファンドの運用状況



2026年5月29日現在

基準価額: 4,183 円  
前月末比: -163 円  
純資産総額: 93.5 億円  
前月末比: -5.0 億円

### 期間別騰落率

	ファンド
1ヵ月	-3.1%
3ヵ月	-4.9%
6ヵ月	-5.3%
1年	4.9%
3年	7.6%
設定来	76.5%

### <ご参考> 為替騰落率

	ルピア(対円)
1ヵ月	-3.2%
3ヵ月	-3.2%
6ヵ月	-4.3%
1年	1.1%
3年	-4.3%
ファンド 設定来	0.0%

※基準価額は、信託報酬(後掲の「ファンドの費用」をご参照ください)控除後の数値です。  
※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと  
して計算しています。  
※ファンドの期間別騰落率は、基準価額(分配金再投資)をもとに計算しています。  
※為替レートの期間別騰落率は、一般社団法人資産運用業協会が発表する為替レートに基づき  
イーストスプリング・インベストメンツ作成(参考データ)。  
※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前) 直近12期分

決算期	第158期 2025/6/18	第159期 2025/7/18	第160期 2025/8/18	第161期 2025/9/18	第162期 2025/10/20	第163期 2025/11/18	第164期 2025/12/18
分配金	30 円	30 円	30 円	30 円	30 円	30 円	30 円
決算期	第165期 2026/1/19	第166期 2026/2/18	第167期 2026/3/18	第168期 2026/4/20	第169期 2026/5/18	設定来累計	
分配金	30 円	30 円	30 円	30 円	30 円	8,410 円	

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

## 主要な資産の組入状況

イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	95.4%
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)	0.2%
現金・その他	4.4%

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。  
※四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

(注) 当資料では、「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)」および「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(年2回決算型)」をそれぞれ「毎月決算型」「年2回決算型」ということがあります。また総称して、あるいは個別に「当ファンド」ということがあります。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。  
また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

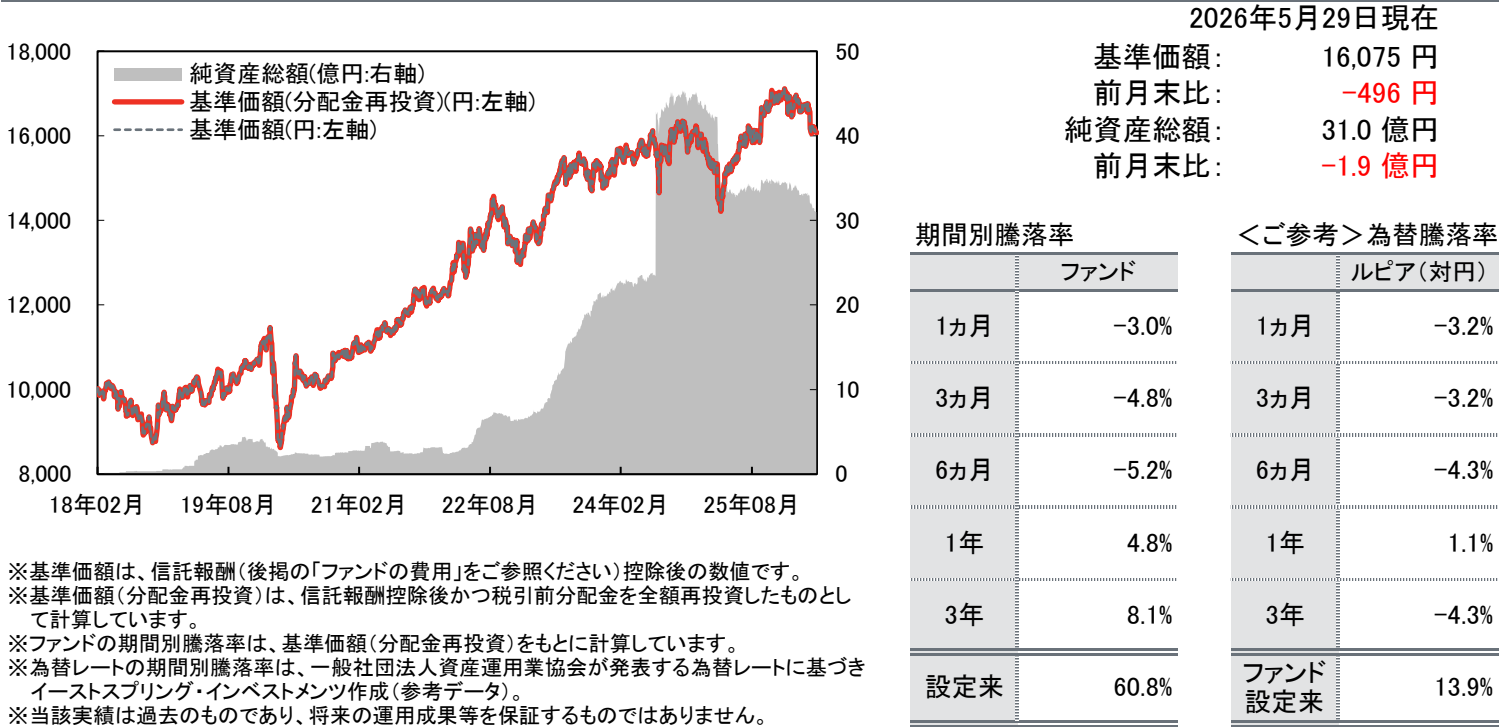
英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

設定日: 2018年2月28日

決算日: 毎年2月18日および8月18日(休業日の場合は翌営業日)

信託期間: 無期限

## 基準価額・純資産総額の推移/ファンドの運用状況



## 分配の推移(1万口当たり、税引前) 直近12期分

決算期	第5期 2020/8/18	第6期 2021/2/18	第7期 2021/8/18	第8期 2022/2/18	第9期 2022/8/18	第10期 2023/2/20	第11期 2023/8/18
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
決算期	第12期 2024/2/19	第13期 2024/8/19	第14期 2025/2/18	第15期 2025/8/18	第16期 2026/2/18	設定来累計	
分配金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円		

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

## 主要な資産の組入状況

イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	92.7%
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 I (適格機関投資家向け)	0.1%
現金・その他	7.2%

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。  
 ※四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

(注) 当資料では、「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)」および「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(年2回決算型)」をそれぞれ「毎月決算型」「年2回決算型」ということがあります。また総称して、あるいは個別に「当ファンド」ということがあります。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。  
 また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資先ファンド: 「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の状況

## 資産別組入状況

資産の種類	比率
国債	97.5%
政府保証債・政府機関債	-
社債	0.8%
その他の債券	-
現金等	1.8%
組入銘柄数	35

## 債券ポートフォリオの概要

平均格付け	BBB-
平均クーポン	7.5%
平均直接利回り	7.1%
平均最終利回り	6.8%
平均デュレーション	6.0年

## 通貨別債券組入比率

ルピア建て	98.2%
米ドル建て	0.0%
その他通貨建て	-
現金等	1.8%

## 通貨別組入配分 (為替取引考慮後)

ルピア	99.0%
その他通貨	1.0%

## 組入上位10銘柄

銘柄	通貨	種別	格付け	利率	償還日	比率
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	6.500%	2031/2/15	9.8%
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	7.000%	2030/9/15	8.6%
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	6.625%	2034/2/15	7.7%
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	8.750%	2044/2/15	6.7%
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	9.500%	2041/5/15	6.0%
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	6.625%	2033/5/15	5.0%
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	7.500%	2040/4/15	4.7%
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	8.375%	2034/3/15	4.4%
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	7.500%	2035/6/15	4.3%
インドネシア国債	ルピア	国債	BBB	8.250%	2029/5/15	3.6%

※「資産別組入状況」、「通貨別債券組入比率」および「通貨別組入配分」の比率は、イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンドの純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。現金等には未収・未払金が含まれます。

※「債券ポートフォリオの概要」の平均格付けは、S&Pおよびムーディーズの格付けをもとに、イーストスプリング・インベストメンツが独自の基準に基づき加重平均して計算したものであり、イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型) / (年2回決算型)および投資先ファンドの投資信託証券にかかる信用格付けではありません。

※「通貨別組入配分」のその他通貨は、米ドルや日本円等を含みます。

※「組入上位10銘柄」の銘柄は、イーストスプリング・インベストメンツが翻訳したものであり、発行体の正式名称と異なる場合があります。また、格付けはS&Pおよびムーディーズの格付けをもとに、イーストスプリング・インベストメンツが独自の基準で採用したものであり、比率はイーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンドの組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。  
また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 運用コメント

### 【投資環境】

5月の10年国債利回りは低下しました。上旬には、プルバヤ財務相がセカンダリー市場でインドネシア国債を購入する債券安定化ファンド(bond stabilization fund)の再活用計画に言及したことを受け、国債利回りや債券市場の安定化への期待から利回りは低下しました。中旬には原油価格やコモディティー価格の上昇を背景としたインフレや財政悪化懸念から世界的に長期金利が上昇しました。こうした動きを受けて利回りは上昇しましたが、米国とイランの停戦延長やホルムズ海峡の通航再開に向けた協議の進展期待を背景に原油価格が下落し、再び利回りは低下しました。4月のインフレ率は前年同月比+2.42%と前月から減速しました。インドネシア中央銀行(BI)は最安値を更新する通貨ルピアの安定のため、5月の金融政策決定会合にて市場予想を上回る50bpsの利上げを発表しました。

為替市場では、インドネシアルピアは対米ドル、対円で下落しました。

### 【運用経過】

当ファンドの基準価額は下落しました。ルピアが対円で下落したことがマイナス要因となりました。当月、ポートフォリオのデュレーションを小幅に長期化しました。

### 【今後の見通し】

6月にBIは臨時的利上げを発表し、通貨ルピア下落防衛のために迅速に対応する姿勢を明確に示しました。引き続きルピアが下押し圧力にさらされる場合には、インフレが抑制されている状況であっても、BIは通貨の安定を目的とした利上げを継続する必要があるとみています。こうした対応によりルピアが安定することで、インドネシア国債に対する投資家のリスク許容度の改善につながると考えられ、BIの対応はインドネシア国債に対して一定程度の下支えになると考えています。

しかしながら、インドネシアの中期的な財政方針や財政赤字目標には、依然として不透明な点が残っています。そのため、当ファンドでは、政府の財政規律に対する姿勢が明確になるまで、慎重な運用姿勢を維持する方針です。BIによる為替の安定と経済成長の両立実現は可能だとみていますが、インフレ上振れリスクの高まりやルピアの下落が続いていることは、金融緩和余地を短期的に縮小させる要因になると考えています。また、世界的に利回りが上昇する可能性があることから、当面の投資戦略として、利回り上昇局面では利回りの低下余地が大きいと考えられる中期ゾーンの債券を買い増すことを検討しています。

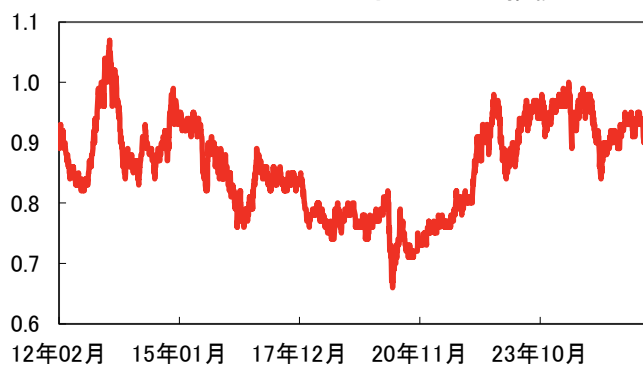
※運用コメントは作成時点での投資環境や今後の見通しを示したものであり、将来の運用成果や市場動向を保証するものではありません。

また、将来の市場環境の変動等により、その内容が予告なく変更される場合があります。

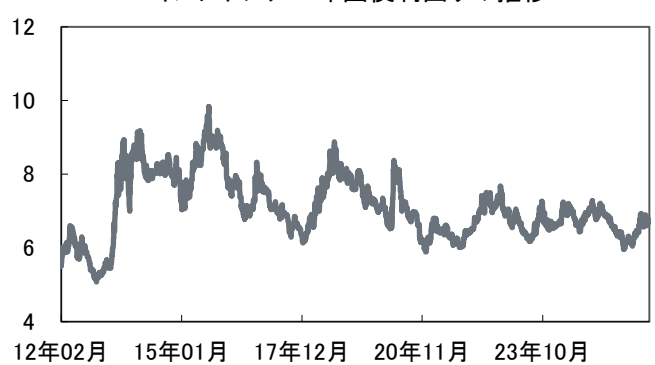
※運用コメントは、イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンドの運用を担当するファンド・マネジャーのコメントをもとにイーストスプリング・インベストメンツが作成したものです。

## ご参考

(円) インドネシアルピアの対円レートの推移



(%) インドネシア10年国債利回りの推移



※為替レートの推移は、一般社団法人資産運用業協会が発表する為替レートに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成(100インドネシアルピアの対円レート)。

※インドネシア10年国債利回り(インドネシアルピア建て)の推移は、Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。  
また、それぞれの詳細につきましては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ファンドの特色

### 1 主としてインドネシアの債券に投資を行います。

- ▶ 「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」(以下「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」といことがあります。 )への投資を通じて、インドネシアの債券に投資を行います。

#### 「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の特徴

- ◆主として、インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債\*、地方債および社債\*\*等に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保とトータル・リターンを最大化を目指した運用を行います。
  - \* インドネシア政府が50%以上出資している企業が発行する債券
  - \*\* インドネシアで設立された企業またはインドネシアを中心に事業を営んでいる企業が発行する債券
- ◆主に、インドネシアルピア建ておよび米ドル建ての債券に投資を行います。インドネシアルピア以外の通貨建ての債券に投資した場合には、原則として、実質的にインドネシアルピア建てとなるように為替取引を行います。為替取引にあたっては、NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引を利用する場合があります。

#### NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引とは:

対象通貨の受渡しを行わず、米ドル等の主要国通貨による差金決済を行うことによって、為替予約取引と類似の経済効果を持たせた取引です。インドネシアルピア等の規制通貨については、外国投資家が当該通貨の受渡しを伴う通常の為替予約取引を行うことが困難であるため、その代替としてNDF取引が行われます。

(注1) 資金動向、市況動向等によっては、一部の債券をインドネシアルピア以外の通貨建てのまま保有する場合があります。

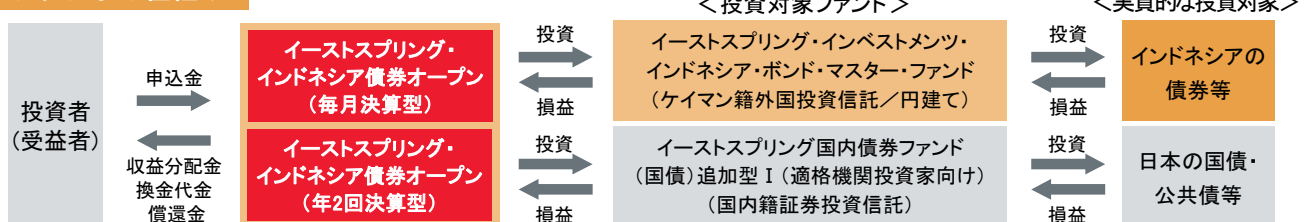
(注2) インドネシアルピア建ての国際機関債に投資を行う場合もあります。

- ◆運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。
- ◆外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

### 2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ▶ 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

#### ファンドの仕組み



※ファンドは実質的にインドネシアの債券に投資するため、その基準価額は債券の値動きに加え、円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

### 3 <毎月決算型> と <年2回決算型> の2つのファンドがあります。

#### <毎月決算型>

- ▶ 原則として、毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 継続的に分配を行うことを目指して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

#### <年2回決算型>

- ▶ 原則として、毎年2月18日および8月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 元本の成長を重視して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

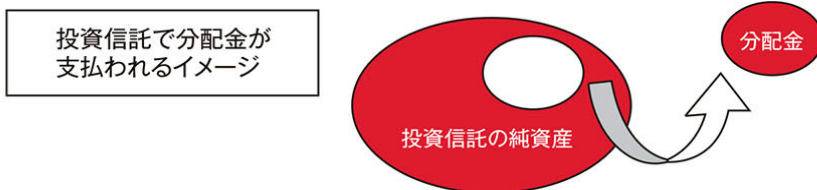
## イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

175年以上の歴史を有する英国の金融サービスグループの一員です。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。
- ▶ 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2026年2月末現在、アジアでは15の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。

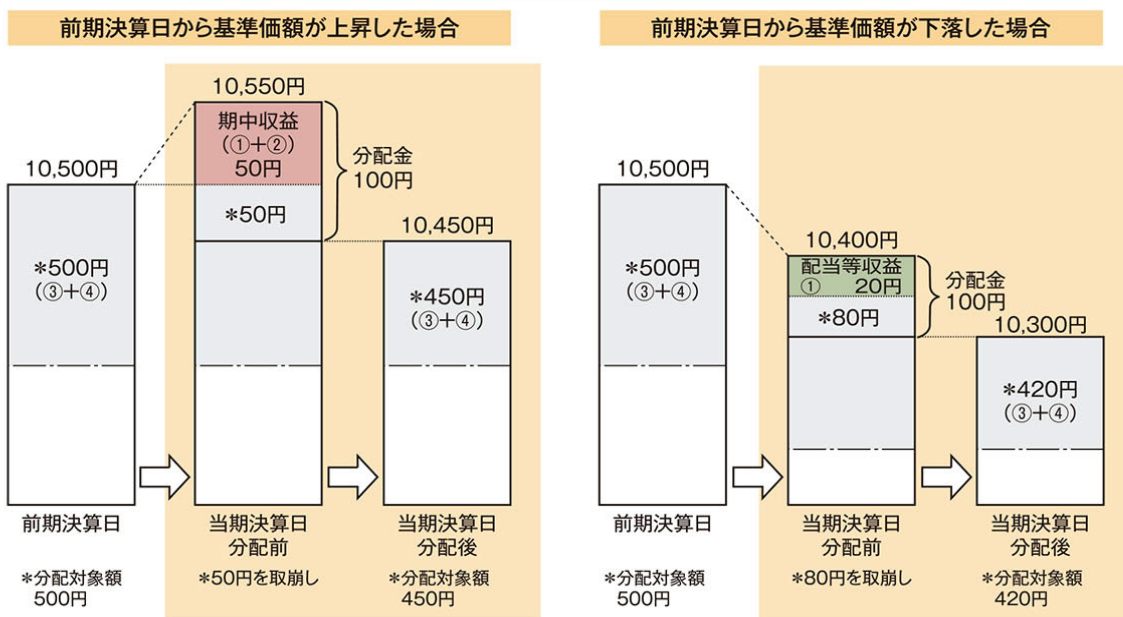
〔 収益分配金に関する留意事項 〕

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

### <基準価額の変動要因となる主なリスク>



#### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



#### 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券を実質的な投資対象としますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



#### 信用リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があります。



#### 流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



#### カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドの投資対象ファンドでは、インドネシアルピア建て以外の主要国通貨(主に米ドル)建て債券についてはNDF取引を利用して実質的にルピア建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります。NDF取引は為替予約取引と類似の取引ですが、ルピアに対する投機的な思惑や需給の影響を受け、その取引価格は当該主要国通貨とルピアの金利差から求められる価格と乖離する場合があります。これらの市場要因により、NDF取引によって実質的にルピア建てとした債券の利回りは、金利差等から想定される利回りを下回る場合があります。また、店頭デリバティブ取引に関する国際的な規制強化により取引の担保として現金等の保有比率を高める場合があります。その場合、有価証券の組入比率が低下し、高位に有価証券を組み入れた場合と比較して、期待される投資成果が得られなくなることがあります。
- インドネシア国内では、債券への投資によって得られた収益に対して課税されます。税制が変更されたときには、基準価額に影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

**お申込メモ**

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日以下の日のいずれかにあたる場合は購入・換金のお申込みはできません。 ①インドネシアの銀行休業日 ②インドネシアの公休日および政令指定休日 ③ニューヨークの銀行休業日 なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	<毎月決算型>無期限(2012年2月29日設定) <年2回決算型>無期限(2018年2月28日設定)
繰上償還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①各ファンドについて、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	<毎月決算型> 毎月18日(休業日の場合は翌営業日) <年2回決算型> 毎年2月18日および8月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<毎月決算型>原則として毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 <年2回決算型>原則として毎年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンド 1,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎年2月および8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。<年2回決算型>は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<毎月決算型>はNISAの適用対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

**ファンドの費用**

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>3.3%(税抜3.0%)を上限</b> として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.199%(税抜1.09%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。
		<当ファンド①の配分>
		委託会社 年率0.3927%(税抜0.357%)
		販売会社 年率0.7810%(税抜0.710%) 受託会社 年率0.0253%(税抜0.023%)
その他の費用・手数料	投資対象とする投資信託証券②	年率0.45%程度
	実質的な負担(①+②)	<b>年率1.649%程度(税込)</b>
その他の費用・手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは2月および8月の計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。	

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**委託会社およびファンドの関係法人**

委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	<b>イーストスプリング・インベストメンツ株式会社</b> 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 一般社団法人資産運用業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。
受託会社	<b>三菱UFJ信託銀行株式会社</b> 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	販売会社に関しては、9ページと10ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
今村証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第3号	○	○			
SMBC日興証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	○
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	○
Jトラストグローバル証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第35号	○	○			
四国アライアンス証券株式会社	○		四国財務局長(金商)第21号	○				
東海東京証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	○
東洋証券株式会社(新規販売停止)	○		関東財務局長(金商)第121号	○			○	
とちぎんTT証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第32号	○				
ひろぎん証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第20号	○				
松井証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	○
水戸証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第181号	○	○			
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第199号	○				
株式会社あおぞら銀行(新規販売停止)		○	関東財務局長(登金)第8号	○		○		
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者)		○	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社SBI証券		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社静岡銀行(インターネット専用)		○	東海財務局長(登金)第5号	○		○		
スルガ銀行株式会社		○	東海財務局長(登金)第8号	○				
PayPay銀行株式会社		○	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者)		○	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(オンライントレード専用)		○	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

年2回決算型の販売会社は、次ページをご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 日本STO協会
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	○
松井証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	○
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)		○	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
PayPay銀行株式会社		○	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)(オンラ イントレード専用)		○	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

毎月決算型の販売会社は、前ページをご覧ください。

照会先: イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

TEL.03-5224-3400(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。